湖 都 第 470 号 令和5年(2023年)7月13日

行政事務学区統括委員 様 行政事務取扱委員 様

湖南市長 生 田 邦 夫 (公 印 省 略)

地籍調査事業の実施候補地について (依頼)

平素は、都市計画行政に格別のご理解ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。 さて、令和7年度以降に地籍調査事業を実施する地域の選定にあたり、各区の意向を 調査いたします。地籍調査事業の実施を希望する場合は、期日までに問い合わせ先まで 電話等でご報告をお願いします。

記

報告期日:令和5年8月10日(木)

注意事項: 地籍調査は、事業実施から完了まで最短で3年の期間を要します。事業実施には地域の皆様の協力が欠かせませんので、十分に協議をしてい

ただきますようお願いします。

なお、今回は意向調査ですので、調査地域を決定するものではありません。次の調査地域については、希望のあった区と改めて調整を行い決定させていただきます。

そ の 他:地籍調査について不明な点は下記問い合わせ先にお問い合わせください。

問い合わせ先

湖南市都市建設部都市政策課

都市計画係 担当:山川・近藤

TEL: 71-2348 FAX: 72-7964

Email: toshisei@city.shiga-konan.lg.jp

湖南市では、平成 16 年度から平成 18 年度にかけて西寺・丸山地区で地籍調査が実施され、長らく休止中となっていましたが、平成 27 年度に調査が再始動し、各地域を順に調査しております。

地籍調査は、近年の大規模震災の発生リスクの高まりを受け、その必要性が全国的に強く認識されています。

そこで、湖南市においても大規模震災の発生等に備え、各区・自治会との強い連携のもと 積極的に推進に取り組むものです。

(1) 地籍調査について

市では、石部の一部、岩根花園の調査を終え、現在岩根西を調査しています。地籍調査とは、一筆ごとの土地の所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量する調査です。 その成果は登記所にも送られ、登記簿の記載が修正され、地図が更新されることになります。 また、固定資産税算出の際の基礎情報にもなります。

地籍調査により、境界トラブルの防止、土地取引の円滑化、災害復旧の迅速化等の土地をめぐる経済活動の基礎データを築くことができ、市町村における様々な行政事務の基礎資料として活用されます。

(2) 実施主体

地籍調査は自治事務として、市町村等の地方公共団体が中心となって実施されます。 市町村が実施する場合、その調査に必要な経費の 1/2 は国が補助しており、また残り の経費の 1/2(全体の 1/4)は都道府県が補助していますので、地元住民の方に個別に負 担を求めることはありません。

(3) 事業内容

地籍調査は、法律で調査の工程が決められており、通常は2年程度で各工程を行っていきます。法務局に備え付けの公図等の資料をもとに、一筆ごとに地権者の立会を行い、境界を決めていきます。

調査にあたり、各工程を円滑に進めるために推進委員会を設置します。委員には、地域の人との調整等を行っていただきます。調査を終えましたら、国の承認を得て、登記所に成果を送付することで登記情報が修正されます。